

改正 平成18年11月28日掛川市教育委員会規則第14号  
平成18年12月25日掛川市教育委員会規則第27号  
平成24年1月24日掛川市教育委員会規則第6号

東遠カルチャーパーク総合体育館条例施行規則（平成17年掛川市教育委員会規則第38号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、東遠カルチャーパーク総合体育館条例（平成17年掛川市条例第230号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

~~（開館時間）~~

~~第2条 東遠カルチャーパーク総合体育館（以下「体育館」という。）の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、条例第11条第2項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認める場合には、開館時間を変更することができる。~~

<del>区分</del>	<del>開館時間</del>
<del>アリーナ、武道場、弓道場、スタジオ及び研修室</del>	<del>午前9時から午後9時30分まで</del>
<del>プール及びトレーニング室</del>	<del>午前9時から午後9時30分（日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条各項の休日をいう。以下同じ。）にあっては、午後6時）まで</del>

~~2 指定管理者は、前項の規定による開館時間の変更をする場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。~~

~~（休館日）~~

~~第3条 体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合には、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。~~

~~（1）火曜日（休日を除く。）~~

~~（2）12月28日から翌年の1月3日まで~~

~~2 指定管理者は、前項の規定による休館日の変更をする場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。~~

（公告）

第4条 ~~教育委員会~~市長は、条例第4条第1項の規定により体育館の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- （1） 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- （2） 管理の基準及び業務の範囲
- （3） 指定をする予定期間は、指定管理者が作成する事業計画書に基づき定める旨の告知
- （4） 申請の方法
- （5） 前各号に掲げるもののほか、~~教育委員会~~市長が必要と認める事項

(指定の申請)

第5条 条例第11条第1項の規定による申請を行うものは、東遠カルチャーパーク総合体育館指定管理者指定申請書(様式第1号)を~~教育委員会~~市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第1項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 前項に規定する申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 体育館の管理に関する業務の収支予算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、~~教育委員会~~市長が必要と認める書類

(指定の通知)

第6条 ~~教育委員会~~市長は、条例第11条第2項の規定による指定をしたときは、指定したものに対し、東遠カルチャーパーク総合体育館指定管理者指定書(様式第2号)により通知するものとする。

(事業報告)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後、条例第4条第2項各号に規定する業務に関し、事業報告書を作成し、5月31日までに~~教育委員会~~市長に提出しなければならない。

(使用権の譲渡禁止)

第8条 条例第5条第1項に規定する許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第9条 使用者は、体育館の使用を終了したときは、当該施設等を速やかに原状に復さなければならない。条例第7条第1項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を制限されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第10条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により体育館の施設又は設備を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、~~教育委員会~~市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東遠カルチャーパーク総合体育館条例施行規則第4条の規定による公告は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際改正前の東遠カルチャーパーク総合体育館条例施行規則様式第5号及び様式第7号により提出されている申請書は、改正後の東遠カルチャーパーク総合体育館条例施行規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。

附 則(平成18年11月28日掛川市教育委員会規則第14号)

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成18年12月25日掛川市教育委員会規則第27号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東遠カルチャーパーク総合体育館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る使用料の減免から適用し、施行日前における使用許可に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

附 則（平成24年1月24日掛川市教育委員会規則第6号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

東遠カルチャーパーク総合体育館指定管理者指定申請書

年 月 日

（あて先）掛川市~~教育委員会~~長

所在地  
申請者 団体名  
代表者氏名

東遠カルチャーパーク総合体育館の指定管理者の指定を受けたいので、東遠カルチャーパーク総合体育館条例施行規則第5条第1項の規定により、申請します。

（注）申請に当たっては、次の書類を添付してください。

- （1）事業計画書
- （2）定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本
- （3）法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- （4）指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- （5）体育館の管理に関する業務の収支予算書
- （6）その他~~教育委員会~~市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

東遠カルチャーパーク総合体育館指定管理者指定書

年 第 号  
月 月 日

様

掛川市~~教育委員会~~長 印

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定について、東遠カルチャーパーク総合体育館条例第11条第2項の規定により、次のとおり指定したので、東遠カルチャーパーク総合体育館条例施行規則第6条の規定により、通知します。

指定をした施設	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

(注) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲については、東遠カルチャーパーク総合体育館条例に定めるもののほか、詳細については、協議の上、別に定めるものとする。